

二 原告梁錦徳ヤンクムトクの被害事実

1 原告は一九二九年一月三〇日に生まれた（戸籍上は一九三一年二月二八日生となっている）。一九四三年の五月、原告が一三歳で羅州の大正公立国民学校の五年生だったとき、長い刀を持った日本の憲兵二人と正木校長が教室に入って来て、「体が大きくて頭によい子が日本に行つて働けば、金をいくらでもやるし、女学校にも行ける、帰つて来るときには家一軒買える程の金を持って帰れる」と、勤労挺身隊への志願を勧めた。行きたい者は手を挙げろと言われ、クラス全員が手をあげた。担任と校長が一〇人を指名し、原告も指名されたが、父母はそんな遠いと

ころに娘を行かせることはできないと絶対反対だった。日本に行くには親の印が必要だったので、原告は父親が寝ているときに印を持ち出して書類に押印した。

2 それから二〇日後に松山先生という朝鮮人の女性の先生が引率して日本に渡った。羅州から汽車で麗水に行くと、羅州・木浦・光州・順天から一五〇人位の女性が集められていて軍楽隊の歓迎を受けた。そこから憲兵に引率されて船で下関に渡り、汽車に乗せられて名古屋に行った。

3 原告が働かされたのは名古屋市南区豊田町にある三菱重工の飛行機工場である。原告はアルミニウム製の部品をアルコールで洗って錆を落と

したり、ペンキを塗ったり、やすりを掛けて切断したりした。ひどい匂いがする上、手袋もなかったので手がしもやけのように荒れた。いつ女学校に行かしてくれるのかと監督に聞くと、いつも「来月から」というばかりで結局行くことはできなかった。給料は帰るときに渡すといって貯金させられ、手紙を出すときだけ一五銭くれた。貯金させられた給料も結局もらえないままだった。朝六時に起床、午前八時三〇分から午後五時まで働かされ、月二回は休みがあったが、外出すると監督にハタキで叩かれるし、自分がどこにいるかも分からないので、外出することもできず寄宿舎で洗濯をしていた。

4 寄宿舍は一部屋六畳で、出身地別に七く八人が同居していた。年長者は寝台、年少者は畳で寝た。原告らは出身地別、年齢別に「中隊」「小隊」「分隊」に分けられ、軍属と同じ扱いをうけていた。朝は外米と麦の飯に漬物で、週に一回味噌汁がついた。昼は工場の食堂で飯と福神漬けや沢庵、夜も飯と漬物で汁はつかなかった。余りひもじいので夜中に沢庵を盗んで食べたこともある。ひもじくて仕事にならないので水をたくさん飲んで下痢したこともある。父母と会いたくて毎晩泣いていた。当時のつらさを思い出すと、今でも涙がでて夜も眠れない。

5 一九四五年になって名古屋で大地震があり工場が倒壊して羅州出身者

のうち二名が死亡した。原告も左肩を打ち、今でも痛みが残っている。結局地震と空襲で工場が使えなくなり、富山県の三菱の工場に移動し、名古屋と同じ仕事を七、八ヶ月して解放を迎えた。解放になってもその意味もわからず、ただ仕事がなくなったのを不思議に思っていた。やがて麗水の友達の父親が迎えにきて監督に話をつけ、会社の班長の引率で下関まで汽車で行き、船で釜山に渡って、汽車で羅州に帰った。羅州駅に着いたのは一〇月二二日の晩の一時だった。解放になっても原告が帰ってこないで父母は心配してやせ細っていた。その父も翌年の五月に死んだ。

6 原告は現在も体が痛むが、もっと悔しいのは二年間の心の苦痛を誰にもわかってもらえないことである。賃金も払わず若い娘を二年もこき使い謝罪も賠償もない日本人は皆殺しにしても心が晴れないと原告は思っている。

[→HOME](#)